

## 感染拡大に対する本学の方針について

政府は埼玉県を含む 34 都道府県に 2 月 20 日までまん延防止等重点措置を適用することとしております。このことを受け、本学におけるアラートレベルの引き上げを行います。その他の対応につきましては、すでに先行する形で取り組んでおりますので大きな変更点はありません。引き続き感染症対策にご協力をお願いします。

### 1. NIMS アラートについて

アラートレベルを「【3】警戒」へ引き上げる。

段階	基準（内容）	課外活動	施設利用	窓口対応
【5】 緊急事態	緊急事態宣言の発出されている状態（重大な緊急事態）	活動禁止	全て利用不可。	休止。日時を限定してメールでの問い合わせのみ（曜日限定・時間限定）
【4】 嚴重警戒	緊急事態宣言が発出されており、外出の自粛要請等が出ている状態	活動禁止	原則として利用不可。ただし、一部施設において人数を制限して十分な感染防止を行ったうえで利用を認めることがある	休止。 <問合せ> ☎ ⇒ 月～金 ☎ ⇒ 曜日・時間限定
【3】 警戒	まん延防止等重点措置が発出されており、大人数での行事、イベント等について自粛要請が出ている状態	活動禁止	利用制限をする。ただし、一部施設において人数・時間を制限して十分な感染拡大防止を行ったうえで許可する	原則、☎または☎での問合せ対応（月～金）、感染防止を行った上で、日時限定で窓口業務を行う場合がある（曜日・時間限定） ※原則 10:00～15:00
【2】 嚴重注意	自粛要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態	原則、活動禁止。一部、許可する場合あり	利用制限をする。人数・時間を制限して十分な感染拡大防止を行ったうえで許可する	可能な限り、☎または☎での問合せ。感染防止を行ったうえで窓口業務を実施する
【1】 注意	ほぼ平常時であり、感染の危険がない状態	感染防止に注意し活動を認める	感染拡大防止に注意して利用を許可する	感染防止を行ったうえで窓口業務を実施する
【0】 通常	平常時の状態	通常通り	通常通り	通常通り

## 2. 定期試験および、国家試験対策等について

自宅学修を原則とし大学への入構人数、時間を制限するとともに、定期試験、国家試験対策については以下のとおりといたします。

- ①原則オンライン、オンデマンド、課題提出、自宅学修などで対応をすることとする。
- ②予定している定期試験、単位認定試験については対面にて行う。
- ③国家試験対策については時間と教室、エリアを限定し教務課に申請して使用する。その際お昼の時間を避け、午前、午後に分けるなど、極力食事をとらずに済むよう配慮をする。食事をとる際は教員が立ち会い黙食の徹底につとめる。
- ④学内実習等学内での実施が必要な場合は感染に万全の体制を整えて実施する。
- ⑤学生が大学に来る場合は学科・専攻へ事前に申請を行うこととする。

## 3. 感染防止対策

本学における今後のコロナウイルス感染防止対策は以下の通りといたします。

- ①「自らが感染しない」「人に感染させない」ための行動の徹底。
- ②「マスク着用」の徹底。  
※マスクは各自で用意することが基本ですが、キャンパス入構後にマスクの破損や汚損、紛失等があった場合には、事務局・医務室等において配布しています。
- ③正しい手洗い・手指消毒を徹底（アルコール消毒液は人が集まる箇所に設置）。
- ④通学前の検温、授業等開始前の教員による検温の実施。
- ⑤人が多く集まる学生窓口などには、対面式体温測定器を設置しています。
- ⑥学生等には、自身の感染や濃厚接触が判明した場合は、大学の学生課・各担任に速やかに連絡するようお願いします。
- ⑦厚生労働省が推奨する「機械換気」、「窓の開放による自然換気」を徹底。
- ⑧通学前の健康状態の目安
  - ・過度に咳をしていないか
  - ・熱が 37.5 度以上ないか
  - ・受け答えははっきりしているか
  - ・その他、参加者側が怪しいと思った場合には止めるようにしましょう。

## 4. 教職員の勤務体制と事務局受付について

勤務体制を以下の通りといたします。

**(1) 教員の勤務体制**

教員は研修日を除き 1/24~3/31 まで各位のスケジュールを優先した勤務といたします。

**(2) 事務局の勤務体制**

事務職員は 1/24~3/31 まで交代勤務といたします。

原則窓口対応は 10:00~15:00 といたします。

**5. 学内施設の利用と対策**

**(1) 教室**

- ①専門業者による教室消毒を 1 日 1 回から 3 回（朝、昼、夕）へと増加して実施継続。
- ②各教室の後ろに机やイスの消毒用のアルコールを設置いたします。授業終わりに学生が各自で机や、イス等の消毒をするように指導をお願いいたします。
- ③授業終了時に窓側の学生に窓を開けて換気をするように指示をおねがいたします。授業開始時には逆に窓を閉めるように指示をお願いいたします。

**(2) 体育館（PROGRESS）**

閉館といたします。

**(3) 学生会館（Enjoy NIMS!）**

閉館といたします。

**(4) 健康管理センター（医務室）**

健康管理センターは、9：00～17：00 までと致します。カウンセラーの時間等詳細は、健康管理センターに設置してある掲示板に公開しておりますので各自ご確認ください。

**(5) 食堂の利用と対策**

**2 月、3 月の営業は中止。お弁当の販売を 1 号棟ホールピアで行います。**

朝食の営業は当面中止といたします。

**(6) 図書館の利用と対策**

閉館といたします。

**6. 学内における全ての会議実施について**

現在、オミクロン株の拡大が懸念され自粛が求められますが、仕事を進める上で打合せや会議等どうしても中止できないものがあります。今日のコロナ禍において、一般的に会議数は、週 2～4 回、一

回の平均時間は、30 分以上 1 時間未満が主流となっています。またその出席者数も 10 人以下が平均的人数とされています。

上記の内容を鑑み、会議開催はオンラインによる開催を推奨いたしますが、止むを得ず対面開催する場合の目安を以下の通りと致しますので、関係各位は周知いただき、クラスターの発生防止とコロナウイルス感染を未然防止のため、ご協力お願い致します。また、隣接者用パーティションをすべての会議室・応接室に設置を継続いたします。

## (1) 学内会議開催の目安

- ①会議の平均開催時間は、1 時間未満を目標とする。
- ②会議出席者数は会場収容人数の半分以下を目安とする。

## (2) 会議開催にあたっての周知事項

### ①消毒を徹底する

感染を確実に防ぐためには、菌やウイルスを会議室内に持ち込ませないことが大切。そのため会議前や会議後消毒を徹底する。

### ②参加者の健康状態の確認

参加者が一人でも新型コロナウイルスに感染していれば、消毒などの対策がほとんど無意味になります。そこで入室前に検温を行うなど各自で体調確認をお願いします。

<健康状態の目安>

- ・過度に咳をしていないか
- ・熱が 37.5 度以上ないか
- ・受け答えははっきりしているか
- ・その他、参加者側が怪しいと思った場合には止めるようにしましょう。

### ③マスク等の着用

出席者の人数に関わらずマスクやフェイスシールドの着用を心掛けて下さい。全員が着用することで初めて感染の予防になります。

### ④換気を行う

会議中は極力窓を開けて、外気を取り入れ換気するようにしましょう。夏季はクーラー、冬季はヒーター等の利用が考えられますが、休憩時間など会議が行われない時間帯は窓を開けることが大切です。

<換気の回数・実施方法>

- ・30 分に一度、窓・扉は全開で数分間換気を行う

### ⑤レイアウトを工夫する

会議で着席する際にソーシャルディスタンスを守り、密を避けるためにレイアウトを工夫する必要があります。出席者同士が接近しない、対面を避ける、できる限り 2 メートルの間隔をあけるなどを意識し感染防止に繋げてください。

⑥一部オンラインで参加する

会議室内に多人数が入ることを防ぐため、一部の参加者をオンライン参加とすることも一つの手段です。

⑦時間を短縮する

上項（1）の①に従い、会議自体の時間を短縮するのも十分な感染対策になります。事前に書類を共有等、準備するだけで効率的に会議を進めることができます。

## 7. 学生の通学及び、教職員における勤務について

### 学生

#### **本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合**

- ・発熱 37.5 度以上、または体調不良、感染の疑いのある場合等の際は自宅待機、受診する。
- ・体調不良（感染疑い）の場合、感染の有無に関わらず担任に状況を連絡。
- ・検査を行い陽性、陰性にかかわらず結果を担任に連絡し、同時に学生課にメールで連絡する。  
学生課のメールアドレス [covid-19-rcpt@nims.ac.jp](mailto:covid-19-rcpt@nims.ac.jp)
- ・検査結果が陰性の場合制限なし。
- ・検査結果が陽性の場合本人、同居者共に医師、保健所の指示に従う。
- ・陰性証明、治癒に関する書類、通学許可願（届）のいずれかを提出し通学再開。

#### **同居の家族、同居人、友人等が濃厚接触者となった場合**

- ・同居者、友人等が濃厚接触者（疑い含む）の陽性であるか結果が出るまで自宅待機。
- ・濃厚接触者であることを担任に連絡し、同時に学生課にメールで連絡する。  
学生課のメールアドレス [covid-19-rcpt@nims.ac.jp](mailto:covid-19-rcpt@nims.ac.jp)
- ・濃厚接触者が陽性となった場合受診、検査を行う。
- ・陽性の場合上記「本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合」に従う。
- ・陰性の場合通学可。

### 教職員

#### **本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合**

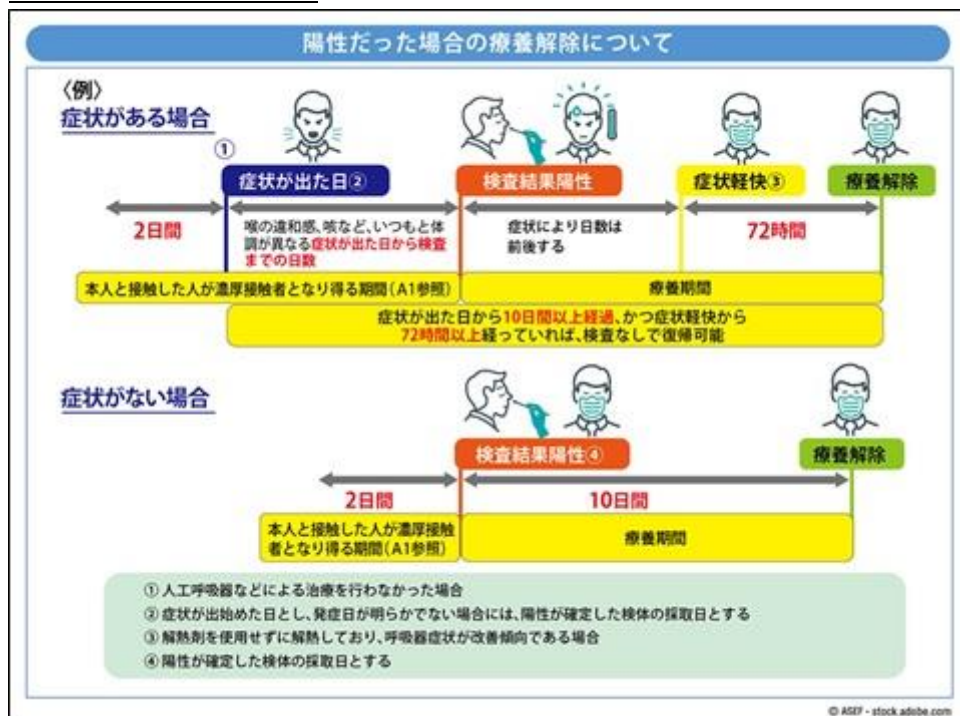
- ・発熱 37.5 度以上、または体調不良、感染の疑いのある場合等の際は自宅待機、受診する。
- ・上長に連絡をする。上長は総務人事課へ連絡。
- ・医師、保健所の指示に従う。
- ・検査結果が陰性の場合制限なし。
- ・検査結果が陽性の場合本人、同居者共に医師、保健所の指示に従う。
- ・陰性証明、治癒に関する書類等を提出し出勤再開。

## 同居の家族、同居人、友人等が濃厚接触者となった場合

- ・同居者、友人等が濃厚接触者（疑い含む）の陽性であるか結果が出るまで自宅待機。
- ・上長に連絡をする。上長は総務人事課へ連絡。
- ・濃厚接触者が陽性となった場合受診、検査を行う。
- ・陽性の場合上記「本人が感染、感染疑い、濃厚接触者の場合」に従う。
- ・医師、保健所の指示に従う。
- ・陰性の場合勤務可。

## 厚生労働省の判断基準（参考）

### 陽性だった場合の療養期間



## 濃厚接触者の基準

濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。ここでいう一定の期間は、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間です。

この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者といいます。

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則）
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人

陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人

マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

ただし、これはあくまで原則であり、あらゆる状況を聞き取ったうえで保健所が総合的に判断します。

#### 濃厚接触者の接触者の対応について

濃厚接触者が陽性となった場合に改めて濃厚接触者に該当するかを判断されるので、それまでは特に制限はありません。ただし、濃厚接触者は感染している可能性が高いので、日々十分に感染対策をして過ごすことが重要です。

#### 同居者の自宅待機期間について

同居家族は原則濃厚接触者と判断され、陽性者との最終接触から14日間となります。接触後14日間は発症する可能性があるからです。その期間は、陽性者と別室で生活し極力その部屋から出ないようにする、マスクを着用する、手で触れる共有部分を消毒する、適切にゴミを処理するなどの対応をお願いします。

家族と適切に距離が取れないような状況では、陽性者の療養解除から14日間になることもあります。

### **8. 感染防止対策を徹底し安全と健康を遵守**

新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」が猛威をふるい感染が急拡大し、本学においても急速に感染が広まっております。

厚生労働省が示すとおり、基本的な感染対策はオミクロン株に対しても有効ですので、引き続き感染対策を行っていただきますようお願いいたします。

ワクチンを接種していても感染するブレイクスルー感染によって誰かに感染させてしまうケースもあります。ワクチン接種後も「マスクの着用」「手洗い」「3密（密接、密集、密閉）」「換気」などの感染対策を徹底し、体調不良時は外出や移動を控えるなど一人ひとりの行動が大切です。

また、これらの対策とあわせ、NIMS ALERTの周知、関係省庁からの通達、学内対策本部からの連絡等を、NIMSポータルや本学ホームページを通じて、感染防止に対する意識の向上を図ります。引き続き感染防止対策へのご協力をお願いします。